

# 建築士事務所廃止届

下記の建築士事務所を廃止したのでお届けします。

平成 31 年 4 月 1 日

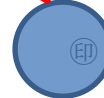
広島登録建築設計株式会社

届出人氏名 代表取締役 安芸 太郎

住所 広島市中区基町 77-77

(開設者と届出人の関係 )

法人の場合は代表社印  
(法務局登録印)



広島県指定事務所登録機関

一般社団法人広島県建築士事務所協会会長 様

|        |  |   |            |          |
|--------|--|---|------------|----------|
| 建築士事務所 | ふりがな   | ひろしまとうろくけんちくせつけい かぶしきがいしゃ いっきゅうけんちくしむしょ |            |          |
|        | 名称   | 広島登録建築設計 株式会社 一級建築士事務所                  |            |          |
|        | 所在地  | 〒 730-0000<br>広島県広島市中区基町 77-77          |            |          |
|        | 建築士事務所の級別  | 一級建築士事務所                                |            |          |
|        | 登録番号   | 広島県知事登録                                 | 15 ( 1 ) 第 | 0000 号   |
|        | 登録年月日  | 平成                                      | 27 年       | 9 月 21 日 |
|        | 管理建築士氏名<br>及び<br>建築士登録番号   | 広島 一郎<br>一級建築士 第 777777 号               |            |          |
| 事実発生日  | 平成 31 年 3 月 31 日   |   |            |          |
| 廃止理由   | <input checked="" type="checkbox"/> 1 業務の廃止<br><input type="checkbox"/> 2 開設者の死亡<br><input type="checkbox"/> 3 開設者が破産<br><input type="checkbox"/> 4 合併による解散<br><input type="checkbox"/> 5 破産又は合併以外の事由による解散<br><input type="checkbox"/> 6 その他 ( ) | 該当する項目にチェックしてください。                      |            |          |

届出により登録簿を抹消しました。

平成 年 月 日

広島県指定事務所登録機関

一般社団法人広島県建築士事務所協会

・廃止理由によっては、届出人及び添付書類が異なりますのでご注意ください。

| ①開設者がその業務を廃止した場合                |                       |
|---------------------------------|-----------------------|
| 届出人                             | 開設者であった者              |
| 添付書類                            | なし                    |
| ②開設者が死亡した場合                     |                       |
| 届出人                             | 相続人                   |
| 添付書類                            | 届出人との関係を証明する書類        |
| ③開設者が破産した場合                     |                       |
| 届出人                             | その破産管財人               |
| 添付書類                            | 破産の事実及び管財人であることを証する書類 |
| ④開設者である法人が合併により解散した場合           |                       |
| 届出人                             | その法人を代表する役員であった者      |
| 添付書類                            | 解散の事実を証する登記事項証明書      |
| ⑤開設者である法人が合併または破産以外の理由により解散した場合 |                       |
| 届出人                             | その清算人                 |
| 添付書類                            | 解散の事実を証する登記事項証明書      |

・登録区分の変更は、廃止の届出を行ったうえで新規登録を行う必要があります。

●開設者 個人 ⇔ 法人

●級別 木造 ⇔ 二級 ⇔ 一級

・副本の返送先が登録していた所在地と異なる場合はお知らせください。